

内職行政ニュース

労働省婦人少年局婦人課 51. 7

目次

1. 昭和51年度内職相談センターの運営について
2. 家内労働手帳の普及について
3. 最低工賃決定状況について
4. 工賃不払事件処理状況について
5. 内職関係情報から
 - (1) 第12回内職大会の要請書について
 - (2) 不良内職委託業者の逮捕について
 - (3) 内職作業による内職者被害発生について
6. 各種調査の実施状況について
7. 人事異動について

1. 昭和51年度内職相談センターの運営について

今般、労働省婦人少年局長より昭和51年度の内職相談センターの運営方針が、関係都道府県知事あて通達されたので、㊤を掲載いたします。

㊤

婦 発 第86号
昭和51年5月18日

知 事 殿

労 働 省 婦 人 少 年 局 長

昭和51年度内職相談センターの運営について

最近、経済の回復基調は、定着の傾向がみられ雇用情勢も明るい方向に向いつつありますが、なお不況の余波により内職需給は必ずしも楽観できないものがみられます。

この様な情勢にあって内職相談センターの運営については、地域の実情に応じ種々御協力を願っているところでありますが、家庭の外で働くことの困難な主婦等にとって、内職は生計費を補う重要なよりどころとなっており、従来にも増して内職求人の確保、内職希望者の就業相談、あっ旋及び技術指導等就業条件の向上等が要請されるところであります。

このため、昭和51年度においては、下記事項に御留意の上適正な運営が行われるよう格段の御配意方よろしく願ひいたします。

1. 求人開拓について

求人開拓については、特に県内における求人開拓に努めるものとし、県内各関係行政機関及び諸団体等との連携の下に、郷土民芸品等地場の特産物の開発を図り、内職求人の開拓に努めること。

また、広域求人開拓については、都道府県間における内職需給に関する情報の交換、求人開拓のための連絡を密にし、内職相談センターとして出来る限りの努力に努めることとする。このため各ブロック別所長会議等の機会を活用し、連絡体制の強化を図ること。

2. 内職に関する相談指導について

内職相談センター窓口等における相談業務については、相談担当者の資質の向上を図るとともに、相談内容の適確な把握を行い、適切な相談指導を行うように努めること。

また、内職希望者に対しては、内職に関する認識を深め、安易な気持ちで内職に就くことなく、自分に適した永続性のある内職に就業するよう指導を行うこと。

3. 内職技術指導について

内職従事者及び内職希望者に対して内職技術を付与することは、内職就業条件の向上のために重要であり、また内職就業の円滑化とも関連するので、技術指導については、職種、実施時期・時間及び講師の選定に留意し、巡回技術指導を含め、実効性のあるものの実施に努めること。

4. 内職工賃適正化について

内職工賃適正化を図ることは、内職従事者の保護はもちろんのこと委託者間の公正な競争にも役立つことになるので、内職相談センターにおいては、求人、あっ旋及び委託者懇談会等の機会を通じて工賃の適正化に努めること。

特に最低工賃の決定状況には充分留意し、最低工賃額以上の工賃を確保するとともに、最低工賃又は、これに準じた額未満の額でのあっ旋は行わない等内職相談センターの指導性を発揮するよう努めること。

また、県内の内職あつ旋機関等のあつ旋状況等のは握に努め、適正な内職工賃の確保に留意すること。

5. 内職工賃不払いについて

内職工賃不払いの取扱いについては、労働省婦人少年局長通達（昭和45年12月23日付婦発第359号）により措置するものとするが、特に予防措置としては、委託者に対する信用調査の実施並びに内職相談センター間の情報交換及び連絡を緊密にすること。

また工賃不払いが発生した場合は、内職者の立場を考慮し、関係機関との連絡を緊密にして解決に適正な措置をとるよう努めること。なお、これらの状況については労働省婦人少年局に連絡されたいこと。

6. 内職に関する情報の提供について

内職者及び委託者等に対し、内職に関する情報を提供するものとする。

7. 不良内職について

県内における不良内職に関する情報のは握に努めるとともに、報道機関及び市町村等の協力を得て、不良内職に対する主婦等の注意を喚起し、被害の未然防止に努めること。

8. 内職グループの育成指導について

内職従事者の就業条件向上及び就業円滑化のために、内職グループの育成を図るとともに、グループの健全な運営の指導に努めること。

なお、いわゆるグループリーダーがグループの中で果たしている役割等グループの実態について常には握するよう努めるとともに、これらグループリーダーが家内労働法でいう、委託者の代理人等となる場合は、家内労働法の遵守について十分な指導を行うこと。

9. 内職に関する調査の実施について

内職行政の基礎資料を得るため県内の各種調査を実施するものとする。

なお、本年も婦人少年局の計画による内職に関する調査の実施を8月に依頼する予定である。

10. 内職あつ旋機関等に対する指導について

県内にある内職あつ旋機関等の実態のは握及び指導に努め、県内職行政の中心として、その円滑な推進を図るよう留意すること。

11. 家内労働法について

内職相談センターにおける求人、あつ旋に際しては、家内労働法に定める最低労働条件が遵守されるよう努めることが必要であり、委託者及び内職者に対して、家内労働手帳の交付、工賃の支払い、最低工賃の確保、安全衛生の措置、就業時間の適正化等について指導するものとする。

2. 家内労働手帳の普及について

家内労働手帳の普及については、中央家内労働審議会小委員会において検討を行っていましたが、去る2月16日、その結果を下記のとおりとりまとめ同審議会に報告して、その了承をえました。労働省では、今後、この報告の趣旨にのっとり、家内労働手帳の普及の促進を図るための行政指導を全国的に行うことにしております。

(写)

昭和51年2月16日

中央家内労働審議会

会長 峯 村 光 郎 殿

中央家内労働審議会小委員会

委員長 舟 橋 尚 道

家内労働手帳の普及に関する報告

本小委員会は、昭和50年9月8日の総会において検討を付託された家内労働手帳の普及について、慎重に審議した結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、小委員会の委員は次のとおりである。

中央家内労働審議会小委員会委員名簿

公益代表

委員長

舟	橋	尙	道
江	上	フ	ジ
辻			謙
並	木	正	吉

家内労働者代表

芦	田	甚之助
小	口	賢三
中	村	雅則
本	間	熊蔵

委託者代表

富	沢	輝雄
丹	羽	昇
藤	井	与三二
宮	本	一朗

家内労働手帳の普及について

家内労働手帳は、家内労働者の権利を保護し、不明確な委託関係から生ずる当事者間の争いを防止するため、委託条件を文書で明確にさせようとするものである。

従来、労働省は、家内労働旬間（毎年5月21日から31日まで）中の監督指導を中心に、ポスター、リーフレット等を作成、配布し、関係機関の協力を得て広報活動を行うことにより家内労働法の周知徹底に努めるとともに、委託者団体、内職相談センター等を通じて、産地、業種等の実態に応じた手帳の普及、委託者ののは握等を図ってきたところである。この結果、関係者の努力と相まって漸次その成果を上げてきたところであるが、なお家内労働手帳の末端への浸透については十分でない点もあるので、今後はさらに次により監督指導を強化し家内労働手帳の普及を図ること。

1. 委託者団体による家内労働手帳の一括印刷

同じ業種の委託者の団体である協同組合等に産地、業種等の実態に応じた家内労働手帳の一括印刷をさせて構成員である個々の委託者に配布させ、それが委託者から家内労働者に交付されるよう行政指導を行うこと。

この場合、家内労働手帳に家内労働法の趣旨、関係最低工賃労災保険特別加入制度等をわかりやすく記載し、家内労働手帳の発行又は改訂は実情に即し必要な時期あるいは最低工賃改定時等とするよう行政指導を行うこと。

2. 委託者ののは握

委託者団体、内職相談センター、授産所、内職あっせん団体、商工会等を通じて委託状況届の提出勧奨に努め、委託者の実態のは握を図り、委託者に対して家内労働手帳の作成、購入について行政指導を行うこと。

3. その他の普及方法

(1) 労働省が作成、配布している従来の法普及用リーフレットに、今後は家内労働手帳の第1面として活用できるようなものをも含めて印刷し、それ

を関係者に配布すること。

- (2) 例えば地方公共団体が家内労働手帳所持者に労働者災害補償保険の特別加入保険料の全部又は一部を補助するとか、家内労働手帳所持者の子供は保育所に優先的に入所できるとか、家内労働手帳所持者は委託者団体、地方公共団体等の実施する健康診断を無料で受診できるというように、一部地方公共団体等が実施している事例を集めて関係者に周知することにより、家内労働手帳の所持にメリットが付与されることを促進するための行政指導を行うこと。
- (3) 家内労働手帳は、様式第1号（手帳）によることが原則であるが、産地、業種等の実態からみて手帳以外の様式によることもやむを得ない場合もあるので、この場合には法定の必要事項を具備した様式によるように行政指導を行うこと。
- (4) 労働基準監督機関は、関係機関の協力を得て広報活動を行い、家内労働手帳についての家内労働者の自覚を促進すること。

3. 最低工賃決定状況について

最低工賃は、下表のとおり決定されています。最低工賃については、各都道府県労働基準局賃金課に問い合わせ、あつ旋に際しては、最低工賃額を下まわることのないように注意してください。なお、最低工賃の適用をうける家内労働者は、376,763人（家内労働者総数の24.1％）、委託者は28,954人（委託者総数の27.3％）となっています。

1. 業種別最低工賃決定状況

昭和51年6月5日現在

業 種		決 定 件 数	適用委託者数	適用家内労働者数
織 維 産 業	横 編 メ リ ヤ ス	16 件	2,597	65,787 人
	織 物	14	3,732	25,913
	縫 製 (既製服)	36	12,064	145,442
	縫 製 (その他)	15	2,345	40,487
	そ の 他	12	3,931	16,849
木 材 ・ 木 製 品		4	189	3,240
紙 加 工 品		9	530	13,713
金 属 製 品		6	561	8,078
電 気 機 械 器 具		11	1,179	31,143
そ の 他		18	1,826	26,111
計		141	28,954	376,763

2. 都道府県別最低工賃決定状況

昭和51年6月5日現在

最 低 工 賃 決 定 状 況									
区 分	適用委託者数			件 名			電気機械器具	男子服・婦人服	
	件数	適用委託者数	適用家内労働者数	彫刻物	男子洋服・婦人服仕立業	和服仕立			
1 北海道	2	470	3,120人		男子洋服・婦人服仕立業				
2 青 森	4	427	4,256	津軽漆器	男子洋服・婦人服仕立				
3 岩 手	2	46	946	電気機械器具 ㊦	横編メリヤス ㊦				
4 宮 城	1	15	422	横編メリヤス					
5 秋 田	1	43	1,346	通信機器用部品					
6 山 形	2	361	6,044	横編メリヤス	紙加工品				
7 福 島	2	509	11,090	横編メリヤス	おさ・そうこう通し				
8 茨 城	4	417	10,396	横編メリヤス	男子既製洋服 ㊦	洋がさ	婦人・子供服		
9 栃 木	3	386	3,239	男子既製洋服 ㊦	農産保存食料品・海そう加工	横編メリヤス			
10 群 馬	3	403	8,720	横編メリヤス	伊勢崎織物	男子用ズボン			
11 埼 玉	3	829	7,660	縫製 ㊦	たび	横編メリヤス			
12 千 葉	3	206	7,278	バックレスト	男子既製洋服	婦人服			
13 東 京	5	3,043	19,536	青梅地区織物・縫製	ワイシャツ	男子既製洋服	かわぐつ	婦人既製服	
14 神奈川	4	861	25,530	スカーフ ㊦	紙加工品	電気機械器具	婦人・子供服		
15 新 潟	6	989	25,027	金属製洋食器研磨	横編メリヤス	十日町絹織物	小千谷織物	塩沢絹織物	

最低工賃決定状況						
区分	件数	適用委託者数	適用家内労働者数	件名		
16 富山	4	262	11,562人	ファスナー加工	横編メリヤス	玉軸受炉
17 石川	4	293	2,163	山中漆器 ㊟	打箱	横編メリヤス
18 福井	4	1,030	4,563	眼鏡	おさ・そうこう通し	中衣・下着・補脛着
19 山梨	3	740	3,873	ねん糸	横編メリヤス	スポーツ服・男子用ズボン・婦人子供服
20 長野	5	1,181	25,597	水引・祝儀用紙製品 ㊟	印刷・製本・印刷物加工 筆耕	電気機械器具
21 岐阜	6	2,888	52,036	給水せん	軽便カミソリ ㊟	メリヤス ㊟
22 静岡	4	819	3,740	広幅綿・スフ織物 ㊟	別珍・コールデン織布 ㊟	男子既製洋服
23 愛知	4	1,060	26,150	かん具花火 ㊟	横編メリヤス	大巾綿・スフ織布
24 三重	1	90	1,060	車輛電気配線装置 ㊟	とう製品・ビニール製品・セロファン製品	男子既製洋服
25 滋賀	5	294	6,268	高島地区綿・スフ織物・ねん糸	花緒	下着・補脛着
26 京都	2	983	8,965	丹後地区絹・人絹・毛織物 ㊟	既製服	寝具
27 大阪	2	3,800	15,260	タオル ㊟	男子既製洋服	
28 兵庫	4	1,469	4,489	くつ下 ㊟	そろばん ㊟	絹・スフ織物
29 奈良	3	901	4,723	くつ下 ㊟	衛生バンド	
30 和歌山	2	660	9,100	作業手袋	パジャマ・ネグリジエ	
31 鳥取	3	98	2,911	なし袋	男子既製洋服	
32 島根	4	118	2,072	電気機械器具 ㊟	そろばん ㊟	外衣・中衣
33 岡山	5	460	6,245	男子学校服 ㊟	織込花むしろ	男子作業服
34 広島	5	1,041	16,129	備後がすり ㊟	既製洋服縫製 ㊟	毛筆・画筆
35 山口	5	352	4,337	ねん糸 ㊟	漁網・のり網	男子既製洋服・学校服・作業服

区 分	最低工賃決定状況					
	件数	適用委託者数	適用家内労働者数	件 名		
36 徳島	2	111	500人	鏡 台	た び	
37 香川	1	350	16,100	手 袋	外衣・中衣	
38 愛媛	2	256	3,975	水引/金封		
39 高知	1	34	1,168	化粧紙等製造(衛生用紙)		
40 福岡	3	232	1,977	久留米かすり	作業服	婦人服
41 佐賀	2	57	699	陶磁器	男子既製洋服	
42 長崎	3	231	1,761	陶磁器	横編メリヤス	婦人服仕立
43 熊本	3	108	2,294	紙加工品・印刷	電気機械器具	縫 製
44 大分	1	12	706	電気機械器具		
45 宮崎	2	15	1,514	横編メリヤス	手編衣料品	
46 鹿児島	1	4	216	びろり業加工		
合 計	141	28,954	376,763			

注 1. ㊦は改正されたもの及び改正するもの。

4. 工賃不払事件処理状況について

労働省労働基準局がまとめた工賃不払事件処理状況を参考として掲げます。

1. 工賃不払の状況（昭和48年10月～昭和51年3月）

期 間	工 賃 不 払 の 状 況								
	前 期 繰 越			今 期 は 握			計 (A)		
	件数	対 象 家内労働者数	金 額	件数	対 象 家内労働者数	金 額	件数	対 象 家内労働者数	金 額
	件	人	千円	件	人	千円	件	人	千円
48.10～49.3	19	137	3,753	52	391	6,021	71	528	9,774
49.4～49.9	26	308	4,835	80	1,407	24,193	106	1,715	29,028
49.10～50.3	31	557	10,535	95	932	36,178	126	1,489	46,713
50.4～50.9	41	655	22,453	84	1,772	38,151	125	2,427	60,604
50.10～51.3	40	506	20,347	70	510	13,852	110	1,016	34,199

2. 工賃不払事件処理状況（昭和48年10月～昭和51年3月）

期 間	解 決 状 況 (B)			解 決 不 能 (C)			今期末差引未解決 [(A)-(B)-(C)]			司法処 分件数
	件数	対 象 家内労働者数	金 額	件数	対 象 家内労働者数	金 額	件数	対 象 家内労働者数	金 額	
	件	人	千円	件	人	千円	件	人	千円	
48.10～49.3	36	82	3,429	9	138	1,510	26	308	4,835	1
49.4～49.9	63	1,048	15,582	12	110	2,911	31	557	10,535	2
49.10～50.3	70	542	11,974	15	292	12,236	41	655	22,453	1
50.4～50.9	67	758	14,691	18	1,163	25,566	40	506	20,347	2
50.10～51.3	63	602	12,503	12	181	15,548	35	233	6,148	—

（注1） 2の表における（A）は1の表中の（A）に同じ。

（注2） 「解決不能」とは、法人の清算終了又は委託者若しくは家内労働者の所在不明により解決の見込のないもの及び司法処分等により監督の実益のないものとして不能処理としたものをいう。

5. 内職関係情報から

1. 第12回内職大会の要請書について

2月26、27日に開催された総評主婦の会第12回内職大会から、労働大臣あてに、内職等に関する要請書が提出されました。

(写)

1976年2月26日

労働大臣

長谷川 峻 殿

インフレ・物価高騰から生活を守る
第12回内職大会

要 請 書

インフレ・物価高騰から生活を守る第12回内職大会は、全国から主婦の会代表300名の参加のもとに開催しました。

私たちは、家内労働法が制定されたとはいえ、いまもなお無権利のまま放置されている内職者の劣悪な労働条件の是正と適正な工賃を要求、家内労働手帳の普及強化などを目標にかかげ全国的に運動をすすめてきました。

大会ではその成果と問題点を出し、話しあいを深め統一した運動の目標を決定しました。

ここに全国の仲間の一致した意見をまとめ次の事項を善処されるよう要請いたします。

記

1. 委託者の責任で家内労働手帳を交付させ、完全に行使するような行政指導を要求します。
2. 家内労働手帳所持者にメリットを付与し、労働手帳の普及強化の推進を計ることを要求します。

3. 全国の家内労働部会を審議会に上格させ、委員に主婦の会代表を必ず入れるよう要求します。
4. 全国全産業一律7万円の最低賃金制の確立を要求します。
5. 内職・パートの賃金を時給350円以上に引き上げるよう要求します。
6. 内職工賃は銭単位から円単位に引き上げるよう要求します。
7. 内職工賃に税金をかけるなを基調とし所得税、地方税に対する課税限度額の引上げを要求します。
8. パートタイマーで働く主婦の労働条件の改善と雇用の保障を要求します。
9. 内職・パート従事者の安全衛生を軸とした無料健康診断と労働災害の措置と保障、監督官の増員を要求します。

2. 不良内職委託業者の逮捕について

北海道警察本部は、㈱ニュー日本企画のはく飾画内職を詐欺行為と断定し、去る4月16日名古屋市の本社及び支社など8カ所の強制捜査を行い、また、18日には、社長等幹部の逮捕にふみきりました。

この事件の概要と措置状況について、北海道職安定課から婦人少年局へ報告が寄せられていますので、次に掲げます。

㈱ニュー日本企画に係る内職（はく飾画）の概要

北海道労働部職業安定課

1. 業 者 名	株式会社 ニュー日本企画
本 社	名古屋市千種区仲田本通り2～30 T 732～5257
	社 長 鈴 木 東 亜
道 支 社	札幌市北区北37条西6丁目 T 753～3999
	支社長代行 長 田 純 市
道内営業所	旭川、函館、釧路、帯広、苫小牧、室蘭

2. 業務の内容

(1) はく飾画の作成

ガラス板に金箔或は銀箔を張り、特殊な絵具を用いて浮世絵、風景、紋章などのはく飾画を製作する。

(2) 内職者募集の方法

チラシを新聞折込みするなど、説明会の開催日前に各戸に配付する。

(3) 説明会、講習会

説明会は開催時間が1時間程度で、非常に簡単に出来ること、時間に拘束されない、収入になることを強調して講習会出席を勧奨し、その際多少の実費を要する旨説明する。

(4) 経 費

(1) 技術指導料	19,000円	(講習会後の個別指導料を含む)
(2) 教材費	4,800	(ガラス板、金、銀箔、絵具、下絵、修正板)
(3) 講習会費	6,000	
(4) 協会登録料	10,000	(はく飾デザイン協会に登録すると称している。)
計	39,800円	

を徴収し、この金額は、一切返金しない旨を領収書に印刷している。その外委託時に原材料費(はく飾画50枚分)として27,000円を徴収している。

3. 説明会、講習会開催地域(48年9月～51年2月)

札幌、函館、小樽、旭川、北見、釧路、帯広、斜里、苫小牧、岩見沢、江別、千歳、恵庭、紋別、砂川、登別、滝川、石狩、余市、富良野

17市、3町 (推定2,500名～3,000名)

同上中家内労働者数 (50、5、26 現在道労働基準局調 269名)

4. 問 題 点

(1) チラシによる内容は「日収2,500円以上」「誰でもできる」「従前の内職のイメージをぬりかえた趣味をかねた夢のある仕事」など、募集内容と作業内容が著しく相違している。

(2) 製品として持って行っても買い上げないとか、不当に買上げ価格をおさえるなどの苦情が続出している。

(3) 応募者数は2,500名～3,000名ともいわれているが、このうち家内労働手帳の交付は269名と10%程度に過ぎない。

5. 北海道消費者協会で受けた苦情の状況

(1) 手紙など文書によるもの 11件

(2) 電話又は口頭申し出によるもの 93件

(その他の情報によれば相当数あるものと思われる)

6. 道の指導経緯

48. 12. 18 各内職相談センター所長よりの報告に基き、被害者拡大防止について周知と業務内容の調査を指示するとともに、労働基準局、婦人少年室にも通報し家内労働法上の指導について協力を要請

12. 19 労働基準局賃金課長から、札幌、函館基準監督署長に対し、内職相談センターと協力して調査するよう指示した旨連絡受

12. 22 労働省婦人少年局長に報告

12. 24 公共職業安定所長、内職相談センター所長に部内指導について通達

49. 2. 14 あらゆる広報媒体を活用して、周知に努めるとともに、特に新聞、テレビ等の取材を依頼

5. 27 公共職業安定所業務課長会議において、さきの通達の趣旨の徹底を指示

50. 12. 16 一般に注意を喚起する広報活動について通達

(あて先) 各市町村長、各支庁長、各公共職業安定所長、内職相談センター所長

〃 〃 労働基準局長に対しても指導の強化を要請

50. 12. 25 北海道消費者協会主催による協議会の開催

議 題～各行政機関のとり組み状況、被害者代表の実情報告、
消費者協会消費者センター関係者から行政機関に対
する要望など

出席者～行政機関 11 人 苦情発表者 30 人 消費者協
会、消費者センター 20 人

51. 1. 20 関係行政機関連絡協議会の開催（主催 労働部）

出席者～道労働基準局、道婦人少年室、札幌通産局、道警防
犯部生活課、道生活環境部消費生活課、内職相談セ
ンター、労働部職業安定課

2. 9 情報は握について通達

（あて先）～各市町村長、各支庁長、各公共職業安定所長、
内職相談センター所長

〃 〃 被害防止のための広報媒体利用による周知（2月1日～3月
31日）

依頼先～新聞、テレビ、ラジオ、市町村、その他各種広報
紙、映画館外に道広報紙掲載

2. 13 同社説明会等に職員を立会させ情報をは握（小樽職安）

2. 14 同社木村渉外課長の来庁を求め、事情聴取したところ、今後
北海道における新規募集について、本社と協議する旨表明、
道としては製品買上げに至るシステムの周知徹底と道内にお
ける苦情処理体制の確立を要請

3. 15 同社邦技術部長、長田道支社長代行の来庁を求め事情聴取と
今後の新規募集の中止を表明

4. 6 同社北海道支社の現地調査をしたところ移転先不明

〃 〃 本社（木村渉外課長）に対し今後の新規募集等に関する電話
照会の結果、3月15日の表明を再確認

51. 4. 19 関係機関連絡協議会の開催（第2回）

議 題～関係機関の経過報告と今後の対策について

出席者～道労働基準局、道婦人少年室、道警防犯部生活課、
道生活環境部消費生活課、内職相談センター、労働
部職業安定課

7. 今後の対策

(1) 出先機関等に対する労働部長通達

あて先～各市町村長、各支庁長、各公共職業安定所長、各内職相談セン
ター所長

内 容～①経過報告 ②被害者防止のための啓蒙指導 ③関係機関
との連絡体制について

(2) 関係機関に対し(1)の写を送付し、再発防止、連絡体制について通知

(3) 労働部長から北海道労働基準局長に対し、工賃支払、材料の買戻し等につ いて口頭申し入れ。

8. 捜査の経緯

4月16日㈪ニュー日本企画名古屋本社外7ヶ所の捜索を実施し、現在ま
でに会社々長鈴木東亜外4人を逮捕して取調中である。

3. 内職作業による内職者被害発生について

新聞記事によると、2月、内職作業に使用する接着剤が誘因となった火災
事故が続いて発生しました。

イ. まず、2月7日、東京都足立区で火災が発生し、子供4人が死亡する事
故があったが、これはサンダルのスポンジを張りつける内職に使用する揮
発性の接着剤に何らかの火が引火したことが原因とみられる。

ロ. また、2月21日、栃木県佐野で火災が発生し、父娘が焼死する事故が
あったが、これは、トランジスタラジオの皮ケースを張り合わせる内職に
使用する接着剤（ゴムのり。ボンドを含むゴムのりと石油類が混合された
もの）に、ストーブの火かたばこの火が引火しておこったものと思われる。

6. 各種調査の実施状況について

各センターで実施した調査結果が当課へ寄せられておりますが、50年度の各種調査の実施状況は次のとおりです。

都道府県名	事項名	調査名
北海道（札幌）		内職あつ旋後の調査結果
宮 城		内職提供事業所調査
福 島（福島）		内職従事者調査（会津若松市）
"（いわき）		内職提供事業所調査（いわき市） 内職従事者世帯調査（いわき市）
栃 木（中央）		内職就業実態調査（高根沢町）
"（県南）		内職就業基本調査
埼 玉（浦和）		内職就業実態調査
神奈川		内職提供事業所調査 内職工賃実態調査 個人内職従事者状況調査
富 山		内職従事者就労状況報告書
山 梨		内職従事者の実態（中巨摩郡敷島町） 技術講習修了者追跡調査 団地における家内労働の実態
岐 阜		内職就業実態調査
愛 知		愛知県における内職者及び家庭婦人の意識と現状
大 阪		門真・守口市における内職就業調査
岡 山		内職提供事業所実態調査
高 知		内職世帯実態調査
大 分		内職従事者実態調査（宇佐市）

7. 人事異動について

このたび下記のとおり人事異動がありましたのでお知らせいたします。

記

(新)		(旧)	
内職問題		長野	
指導担当官	三田久子	婦人少年室長	
婦人労働課		内職問題	
課長補佐	小笠原董子	指導担当官	

(以上3月15日付)

GAa1/1

8-6-94-9



女性と仕事の未来館



00962620